

生成 AI 利活用による小樽市 DX 推進に関する連携協定

小樽市（以下「甲」という。）と株式会社 HBA（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、甲と乙が連携の下、生成 AI の利活用による自治体 DX の推進に資することを目的とする。

（連携事項）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携及び協力を行う。

- （1） 生成 AI を活用した行政事務効率化の推進に関すること
- （2） 生成 AI の活用スキル向上に関すること
- （3） その他本協定の目的を達成するために必要と合意した事項に関すること

（連携及び協力の実施）

第 3 条 この協定に関する連携及び協力を円滑に実施するため、甲と乙は必要に応じて協議の場を設ける。また、連携事業を具体的に実施するに当たっては、甲乙協議の上その内容を別途定めるものとする。

- 2 甲と乙の間で取決めなどを要する事項については、前項の協議により覚書などを締結することができる。
- 3 甲及び乙は、この協定の締結及び連携事業の実施に関する事実を相手方の承諾を得て公表することができる。

（有効期間）

第 4 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

- 2 ただし、甲、乙の合意により、有効期間を延長することができる。

（協定の変更又は解除）

第 5 条 この協定の目的の達成に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、この協定を変更し、又は解除することができるものとする。

- 2 前条又は前項に基づきこの協定が効力を失った場合、実施中の連携事業の継続について、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく連携及び協力を行うに当たり、互いに知り得た相手方の秘密情報を厳重かつ適正に管理することとし、事前に相手方の承諾を得た場合を除き、第三者への開示又は漏えいをしてはならない。この協定の有効期間が終了した後も同様とする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、協議の上、決定する。

(合意管轄)

第8条 この協定に関わる訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年9月25日

甲 小樽市花園2丁目12番1号

小樽市

小樽市長 迫 俊 哉 印

乙 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

株式会社HBA

代表取締役執行役員社長 白 幡 一 雄 印